



公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

2026 年度 東京芸術文化鑑賞サポート助成 公募ガイドライン

アーツカウンシル東京では、東京都とともに、誰もが芸術文化に触れることができる社会の実現をめざしています。芸術文化がもたらす感動を誰もが共有できる都市・東京を創出するために、鑑賞者・参加者を対象とするアクセシビリティ向上を目的とした取組に対して、150 万円を上限として費用の実費を助成します。

なお、本助成事業は、助成金による支援を東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」による講座受講や相談対応等の支援と連動して実施します。芸術文化事業の実施団体等においては、本事業を通じて、芸術文化へのアクセシビリティに対する理解促進やノウハウ等の蓄積、担い手の育成等を図られることを期待します。

—— アーツカウンシル東京とは —————

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の環境整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組めます。

東京芸術文化鑑賞サポート助成 公募ガイドライン 目次

1.	支援内容	3
2.	助成対象となる事業	3
3.	助成対象とならない事業	4
4.	申請団体の資格	5
アクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」の受講について		6
5.	助成対象経費と助成申請額	7
6.	申請できる件数等	8
7.	他団体からの助成等について	8
8.	審査のプロセス及びスケジュール	8
9.	個人情報の取扱い	9
10.	申請書類と提出方法	9
11.	申請に関するお問合せ	11
12.	交付決定について（採否決定の通知）	11
13.	助成金交付決定後の対応について	12

<要綱>

東京芸術文化鑑賞サポート助成金交付要綱

<別紙>

2026年度東京芸術文化鑑賞サポート助成 助成対象経費の考え方

1. 助成対象経費の考え方
2. 鑑賞サポートの例
3. 申請分野ごとの経費の考え方
4. 助成対象経費一覧
5. 予算書における消費税について

2026 年度 東京芸術文化鑑賞サポート助成

対象：2026 年 7 月 1 日（水）以降に開始し、
2027 年 6 月 30 日（水）までに終了する事業

申請受付開始

2026 年 4 月 22 日（水）14 時以降、随時受付

申込サイト：<https://act-kansho.support/>

- ※ 本助成事業は交付決定額の総額が予算の上限に達した時点で終了となります。
- ※ 事業開始 4 か月前の月末までに申請を完了してください。
- ※ 上記にかかわらず、2026 年 7 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までに開始する事業については 2026 年 5 月 15 日までに申請を完了してください。

1. 支援内容

鑑賞サポートにかかる費用について、150万円を上限として、実費を支援します（助成率 10/10）。

ここでの鑑賞サポートとは**申請者が主催する公演や展覧会**の鑑賞体験、イベントやプログラムの参加体験を豊かにするための環境整備のことで、障害や年齢等にかかわらず誰もが芸術文化の鑑賞に参加・申し込みしやすくする、作品、上演等を鑑賞しやすくするためのサポートです。

例えば、手話通訳、バリアフリー日本語字幕、音声認識アプリの活用を含めたりリアルタイム字幕、音声案内、コミュニケーション支援となるアプリ開発等、点字サイン・パンフレット、タブレット等バリアフリー対応機器レンタル、アクセシビリティに関する専門スタッフ・アドバイザーに係る経費等です（詳細は別紙「2026年度東京芸術文化鑑賞サポート助成 助成対象経費の考え方」参照）。

また、介助者（手話通訳者やガイドヘルパー等）が鑑賞・参加するために要した経費や、対象事業における鑑賞サポートにかかわるスタッフの研修なども対象とします。ただし、スロープの設置など恒常的な施設整備に関する購入費用は対象経費となりません。なお、外国人のお客様等への多言語対応、古典芸能の現代語訳や現代語解説対応は、そのみでの申請は対象となりません。他の鑑賞サポートと組み合わせてご申請ください。

2. 助成対象となる事業

本助成は、申請団体が主催する公演・展覧会などの事業に付与する鑑賞サポートに係る経費を対象とします。鑑賞ツアーやレクチャーなど鑑賞サポート自体が主たる事業は対象外となりますのでご注意ください。鑑賞サポートそのものが主たる事業の場合や、いわゆる参画サポート（*）を行う事業の場合は、アーツカウンシル東京が実施している「芸術文化による社会支援助成」等をご参照ください。申請団体が主催する事業は、以下のような事業が対象となります。

（*）参画サポートとは、障害当事者やサポートを必要とする人々が創作活動に直接参画するために必要なサポートです。そのような事業を行うことに加えて、鑑賞サポートを実施する場合は申請が可能ですが、創作に係る費用は事業費と判断され本助成の対象とならないため、事業に係る経費と鑑賞サポートに係る経費を明確に区別してください。状況によって事業費に関する費用について、資料を求める場合があります。

（1）対象となる主催事業の分野

東京都内で実施される以下の分野の**公演や展覧会など一般観客に公開され、申請団体が自ら主催する事業**。1回の申請で対象期間内の複数の公演・展示等をまとめて申請することが可能です。

音楽・演劇・舞踊・美術・写真・メディア芸術（映像・映画、マンガ、アニメ、ゲームなど）・伝統芸能・芸能・生活文化（茶道、華道、書道など）・特定のジャンルにとらわれない芸術活動（複合）等

（2）対象となる事業の実施期間

2026年7月1日以降に開始し、2027年6月30日までに終了する事業

※ 事業が数カ月に渡るロングラン公演や展覧会等で、事業の開始日が2026年6月30日以前の場合や、事業の終了日が2027年7月1日以降の場合については、上記期間の範囲内において実施される鑑賞サポートに係る経費が対象となります。期間外に鑑賞サポートを実施する場合の経費は按分する必要があります。

3. 助成対象とならない事業

- (1) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、教室（カルチャースクールを含む）、学生サークル、同好会、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の講習会、発表会、温習会等
- (2) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などの主催者が申請団体以外の事業
- (3) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、コンクール、コンテストを主な目的とする事業
- (4) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、展示物、制作物等の販売活動を主な目的とする事業
※ 美術作品の販売を含む事業は助成対象となりません。
- (5) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とする事業
- (6) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、慈善事業への寄付を主な目的とする事業
- (7) 国、地方公共団体又は国、地方公共団体が基本金その他これに準ずるものを出資している団体が、単独で主催する事業（申請者がこれらの団体と共催する事業は可）
※ ただし、東京都内の区市町村の公立文化施設を運営する財団法人や民間企業等又は指定管理者が、自ら運営する公立文化施設で実施する事業の主催者・共催者である場合は申請が可能です。
- (8) 東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団が主催、共催する事業
- (9) 東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給を予定されている事業
※ ただし、東京都歴史文化財団が実施する助成金等のうち、アーツカウンシル東京が実施する助成金が支給されている事業又は支給を予定されている事業については可（詳細は p8 の「6. 申請できる件数等」）
- (10) 公益財団法人東京都歴史文化財団が管理運営する各施設（*）との共催事業や提携事業等
（*）東京都江戸東京博物館、江戸東京たてももの園、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、トーキョーアーツアンドスペース（トーキョーアーツアンドスペース本郷／トーキョーアーツアンドスペースレジデンス）、東京都渋谷公園通りギャラリー、東京文化会館、東京芸術劇場、東京舞台芸術活動支援センター（水天宮ピット）、シビック・クリエイティブ・ベース東京 [CCBT]、START Box（ササハタハツ、お台場、白鬚等）
※ 公益財団法人東京都歴史文化財団の職員が出演、監修、企画制作等にかかわる事業は、原則として助成対象となりません。

4. 申請団体の資格

(1) 申請団体の資格

以下のいずれにも該当していること

- 日本国内に所在し、申請する事業を自ら主催し、同活動に要する経費を負担する芸術団体、民間団体、実行委員会、劇場・ホール等
 - ※ 国、地方公共団体又は国、地方公共団体が基本金その他これに準ずるものを出資している団体は申請者にはなれません。ただし、実行委員会のメンバーであることは可能です。
 - ※ 東京都内の区市町村の公立文化施設を運営する財団法人や民間企業等又は指定管理者の場合は、自ら運営する公立文化施設で実施する事業の主催者・共催者であれば、地方公共団体が基本金その他これに準ずるものを出資している団体であっても申請が可能です。
- 東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」が実施するアクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」(動画)を受講した団体等

(2) 団体の要件

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

- ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- ② 自ら経理、監査する等の会計組織を有すること
- ③ 団体の本部事務所や本店所在地が日本国内に存在すること
- ④ 定款又はこれに類する規約、会則等を有すること（上記①から③までが明記されていること）
- ⑤ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと
- ⑥ 申請する事業を主催し、同活動に要する経費を負担すること
- ⑦ 申請時点で団体が発足していること
- ⑧ 任意団体として申請する場合は、上記①から⑦までの要件を全て満たしていること

- ※ 申請する主催者は、事業の内容及び会計の責任を負う者であることを十分に留意してください。鑑賞サポートに関する業務を委託された団体は、事業の主催者として認められません。
- ※ 製作委員会や実行委員会が主催になる場合は、委員会として申請する必要があり、委員会の構成団体に発注した費用は予算書に計上できません。また、複数団体が主催する事業において、そのうちの1団体が代表して申請する場合、他の主催者に発注した費用は予算書に計上できません。
- ※ 過去の助成採択時の事務手続きに問題があった場合は、適切な事務・進行管理ができない団体とみなされ、団体の要件を満たしていないと判断される場合があります。
- ※ チラシやウェブサイト等の広報媒体に、主催者として申請団体の名義を記載してください。通称、略称を使用する場合は、定款や規約等に定められているものに限りです。

■申請資格がない団体

○国・地方公共団体が基本金その他これに準ずるものを出資している団体

○次に掲げる法人その他の団体

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

アクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」を必ず受講してください

申請にあたっては、アーツカウンシル東京相談サポートセンター「アートノト」のアクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」（*）を申請事業の制作担当の方（鑑賞サポート担当含む）に受講していただく必要があります。（各 30 分程度、字幕、手話付）

* 東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」公式 YouTube チャンネルにて公開

URL : https://www.youtube.com/playlist?list=PLsTZ2MWC_JVJQCIYxLCIFBS5DILrodOdZ

①基礎知識編

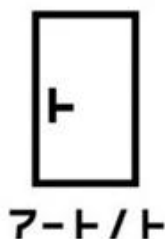
鑑賞サポート推進の目的・意義、現場からの声「鑑賞サポートを推進する上で大切なこと」事例紹介

②視覚障害者編

鑑賞サポートの案内（予約から来場・鑑賞・終了まで）や、サポート・ツール等の紹介

③聴覚障害者編

鑑賞サポートの案内（予約から来場・鑑賞・終了まで）や、サポート・ツール、手話等の紹介



アクセシビリティ講座で知識やノウハウを紹介！

専門家が鑑賞サポートに関する相談に丁寧に対応！

2024 年度より、芸術文化におけるアクセシビリティの向上を目的とし、鑑賞サポートに取り組む団体等を支援しています。

その一環として、アートノトでは、アクセシビリティ講座を開講し、アクセシビリティや鑑賞サポートに関する基礎的な知識や考え方、様々な事例やノウハウを紹介します。

また、相談窓口においては、アクセシビリティに関する知識を有した専門家が、鑑賞サポート等に関する困りごとなどの解決に向けてお手伝いをし、公式ウェブサイトでもアクセシビリティに関するさまざまな情報を提供します。

「東京芸術文化鑑賞サポート助成」に加え、こうした取組により、的確な鑑賞サポートの実現・普及を後押しし、障害の有無にかかわらず、誰もが芸術文化を鑑賞できる環境づくりを推進します。

[参考] 東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」

東京都および公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京が運営する東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」では、東京都内で活動するアーティストや芸術団体の活動支援を目的とし、オンラインを中心とした相談窓口、情報提供、講座事業を実施しています。 <https://artnoto.jp/>

5. 助成対象経費と助成申請額

(1) 助成対象経費

助成対象経費の考え方については、別紙を参照してください。なお、消費税及び地方消費税に相当する額は全て助成対象となりませんのでご注意ください。

- ※ 助成対象経費と認められない項目が含まれている場合は、申請額と助成金交付決定額が異なる場合があります。また、採択後であっても、内容の精査により助成対象経費と認められない項目と判断される場合があります。
- ※ 公演・展示等の経費、参画サポートに係る経費、鑑賞ツアーに係る経費等、事業そのものに係る経費は助成対象となりません。特に広告宣伝費（チラシやウェブサイト等に関する情報保障に係る経費）は、事業そのものの広告宣伝費と明確に区別できない場合は、助成対象経費と認められません。
- ※ 東京都以外の国内及び海外で実施される公演・展示等に係る鑑賞サポートの経費は助成対象となりません。ツアーや巡回展の場合、全体にかかる経費については実施回数や規模で按分するなどし、都内での活動に該当する経費のみ計上してください。
- ※ 実績報告の際には、申請団体あての支払関係書類（請求書、領収書等）が必須となります。また、申請団体名義での支払いが必要です。

(2) 助成申請額

助成申請額は、150万円を上限とします。採択時の助成金交付決定額は、当助成プログラムの予算額等を総合的に勘案して算定するため申請額に満たない場合があります。

(3) 助成金の交付方法

助成金は原則として事業実施後の交付となります。

(4) 助成金交付額を確定する際の算定方法

助成対象事業の終了後に、事業の実施内容や経費に関する実績報告書を提出していただきます。その後、アーツカウンシル東京による審査を経て、助成金の額が確定します（助成金交付決定通知書に記載される助成金交付決定額を上限として助成金額が確定します）。助成金交付額を確定する際は、「2026年度東京芸術文化鑑賞サポート助成 助成対象経費の考え方（別紙）」に基づき、提出された会計書類から算出される額となります。交付決定時の計画通りに遂行した場合であっても、助成金交付決定額が助成金交付決定額より低くなる場合がありますので、ご了承ください。

■鑑賞サポートの実施に伴う収入がある場合

鑑賞サポートを実施するにあたり、鑑賞サポートに係る経費を対象とした助成金や補助金、貸出機器の利用料等、鑑賞サポートの実施に伴う収入がある場合は以下のことに留意してください。本助成金を含む鑑賞サポートに係る収入の総額が、鑑賞サポート実施に係る経費の総額（助成対象外経費を含む）を超える場合は、その超過相当額分を助成金交付決定額から控除し、助成金交付額を確定します。

6. 申請できる件数等

- (1) 同一申請者が複数回採択されることはありません。複数の対象事業がある場合は、複数の企画・事業を含めて申請してください。
- (2) 同一申請者が、同一の事業、あるいは異なる事業を、アーツカウンシル東京が実施する他の助成プログラムと並行して申請することは可能です。
- (3) 現在、アーツカウンシル東京が実施するいずれかの助成プログラムで助成を受けている団体・事業であっても申請可能です。
- (4) アーツカウンシル東京が実施するいずれかの助成プログラムで助成を受けている事業で申請し、**本助成プログラムの助成対象経費と他の助成の助成対象経費に重複する経費がある場合は、他の助成プログラムにおいて変更申請をする必要があります。**該当する場合は本助成プログラムの採択決定後、速やかに各助成担当者と連絡及び調整を行ってください。調整の結果、他の助成プログラムの交付決定額が変わる可能性がありますのでご注意ください。

7. 他団体からの助成等について

当財団及び東京都以外の他の公的機関や民間の助成団体からの助成金・補助金の交付、企業協賛金等の有無は採否に影響はありません。助成金申請書「個票」の「申請事業の概要」にその旨を必ず記入してください。ただし、他からの助成金等が特定の費目に用途指定され、本助成プログラムの助成対象の費目と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除します。

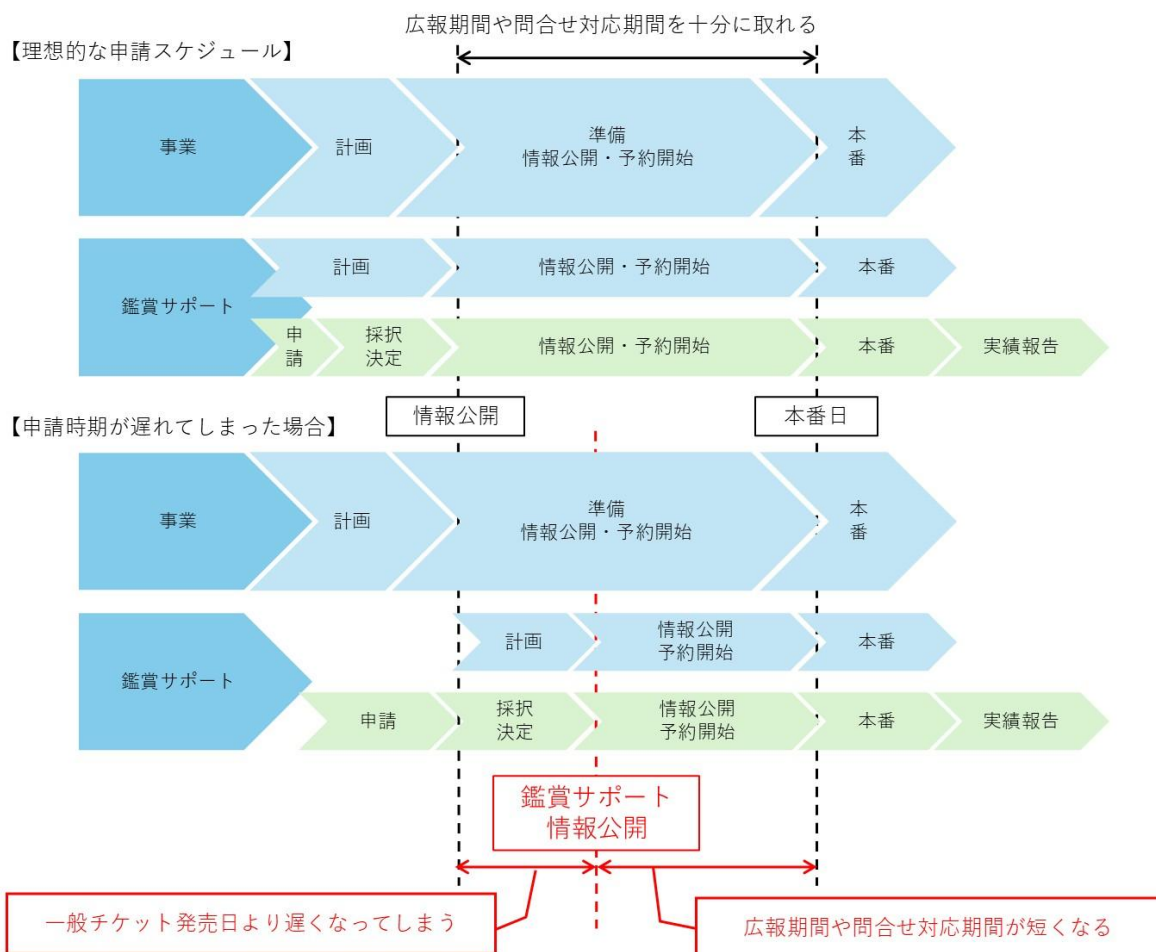
8. 審査のプロセス及びスケジュール

書類選考を経て、専門家を含めた審査会で選定します。なお、審査会は交付決定額の総額が予算の上限に達するまで原則2か月に1回程度開催する予定です。

- ※ 申請件数や審査の進捗状況によって、**審査会の開催時期が変更になる可能性があります。**予めご了承ください。
- ※ 下記の表は、申請事業の開始日に基づく締切日です。例えば2027年6月に実施される事業の申請を5月15日の締切までに申請することは可能です。また、採択決定予定は変更になる可能性があります。

審査会	申請事業の開始日	申請締切	採択決定予定
①	2026年7月1日～9月30日の間に開始する事業	5月15日	7月上旬
②	2026年10月31日までに開始する事業	6月30日	9月下旬
	2026年11月30日までに開始する事業	7月31日	
③	2026年12月31日までに開始する事業	8月31日	11月下旬
	2027年1月31日までに開始する事業	9月30日	
④	2027年2月28日までに開始する事業	10月31日	2027年1月下旬
	2027年3月31日までに開始する事業	11月30日	

※ 事業実施スケジュールと審査・採択決定までのスケジュールを照らし合わせ、十分に余裕をもって申請してください。



なお、本助成を申請し、決定が通知されていない場合であっても、鑑賞サポートの実施について情報公開をすることは可能です。本助成に関する情報の公開方法は通知後に事務局より連絡します。

9. 個人情報の取扱い

アーツカウンシル東京が当助成への申請に際して収集した個人情報は、公益財団法人東京都歴史文化財団のプライバシーポリシーに基づき、適正に管理し、助成事業に関する事務手続き、助成金の募集をはじめとするアーツカウンシル東京の事業に関連する案内、採択事業者の活動や助成事業に関するアンケート調査の実施目的の範囲内で適切に取り扱います。また、当助成の審査や事後評価等助成事業の運営に必要な範囲において外部有識者や東京都に提供することがあります。

10. 申請書類と提出方法

1. 申請方法

申請書類の提出方法は、オンライン申請となります。申請を行う団体は、ウェブサイトの申請フォームより手続きを行ってください。申請内容は、申請後変更がないよう十分検討の上、ご提出ください。

- ※ データの送信が適切に終了すると、「東京芸術文化鑑賞サポート助成」事務局<info@act-kansho.support>から申請受付メールが届きます。act-kansho.support というドメインのメールアドレスを受信可能な設定にしてください。メールが届かない場合は、p.12「1.1. 申請に関するお問い合わせ」に記載のメールアドレスよりお問い合わせください。
- ※ 入力内容やアップロード書類は、ご自身で控えをとり保存してください。
- ※ 申請にあたり、次ページの書類のアップロードが必要です。

II. 申請書類

申請にあたり、下記の書類のアップロードが必要です。(1)、(2)、(6)の書類様式は、東京芸術文化鑑賞サポート助成特設ウェブサイトからダウンロードしてください。

[申請事業に関する資料]

(1) 東京芸術文化鑑賞サポート助成申請書類一式 (Excel) (①～④は1つのExcelファイル)

①助成金交付申請書

②個票

※ 鑑賞サポート費を含む事業全体の総予算額を必ず記載すること

※ 複数の企画・事業で鑑賞サポートを実施する場合は、それぞれに個票を作成すること。

③予算書

※ 消費税及び地方消費税に相当する額は全て助成対象外となります。

【消費税について】

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税です。消費税の課税対象は、「国内取引」と「輸入取引」に限られ、国外で行われる取引は課税対象にはなりません。また、「国内取引」のほとんどは課税の対象となります。国で非課税取引に定められているもの又は軽減税率(8%)の対象となる品目以外は、標準税率(10%)で計上してください(例: 出演料、謝金等)。

④申請団体調書

(2) アクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」受講確認シート

(3) 申請事業全体に関する簡易な企画書(書式自由。PDF形式で提出)

(4) 鑑賞サポート実施に関する計画書(書式自由。PDF形式で提出)

※ どのようなサポートを実施するのか、個票や予算書の内容に則って具体的に記載してください。なお、ウェブサイトやチラシ等における情報保障と、実施する鑑賞サポートの内容は一致するように計画を立ててください。

(5) 補足資料(活動内容に関連する資料がある場合)(任意提出)

[その他申請団体に関する資料]

(6) 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」(PDF形式で提出)

※ 自署に限る。印字・スタンプ等は不可。

(7) 定款又はこれに類する規約、会則等(PDF形式で提出)

(8) 申請団体の本部事務所や本店所在地が日本国内に存在することを証明する公的書類

※ 法人の場合

原則、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書。

※ 任意団体の場合

本部事務所の所在地が、団体の構成員の居住地と一致する場合は、その者の住所が記載された証明書類(個人番号カード、個人番号通知カード、住民票又は住民票記載事項証明書、運転免許証、各種福祉手帳等)。個人の公的書類を提出する場合は、氏名及び住所以外の個人情報は、必ず、塗りつぶす等読み取れないようにしてください。団体の構成員の居住地でない場合は、賃貸契約書等、団体の本部事務所が当該場所にあることを証明する書類。

【重要!】申請フォームの情報と本部事務所所在地/居住地確認書類に記載された申請者/事業者団体名及び住所が一致しない場合は、書類不備で審査ができませんのでご注意ください。

(9) 法人格を有する団体の場合は前年度(決算終了した直近の年度)の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)。任意団体の場合は前年度の収支決算書。

Ⅲ. 注意事項

- (1) 製作委員会や実行委員会が主催になる場合は、委員会の構成団体に発注した費用は予算書に計上できません。また、複数団体が主催する事業において、そのうちの1団体が代表して申請した場合、他の主催者に発注した費用は予算書に計上できません。
- (2) 東京芸術文化鑑賞サポート助成申請書類一式（Excel）は自動計算やセルの参照機能等を利用しており、「Microsoft Excel」以外の表計算ソフトで作成すると不具合が発生する可能性があります。申請書を作成する際には、必ず「Microsoft Excel」ソフトをご利用ください。
- (3) 東京芸術文化鑑賞サポート助成申請書類一式（Excel）には不要な変更を防ぐためにロックを施していますが、切り取り＋貼り付けを使用すると自動計算にエラーが発生する場合がありますので、ご使用はお控えください。
- (4) 申請書類を提出後、事業内容及び予算額に大きな変更が生じることのないよう、内容については十分検討の上、具体的に記載してください。また、申請書類を提出後、団体の申請担当者等について連絡先や住所を変更した場合は、すみやかにご連絡ください。
- (5) 審査期間中に申請した事業をやむを得ない事情により中止する場合は、事務局まですみやかにご連絡ください。なお、アーツカウンシル東京又は事務局からの確認や修正依頼がない場合は、審査期間中の事業内容等の変更は受け付けません。
- (6) 助成金交付決定額は、申請書に記載された事業計画に対する助成の上限額であり、対象事業や支出計画等が変更になった場合は助成金交付決定額を減額することがあります。
- (7) 助成金交付決定後に申請者や対象事業、支出計画に不実の記載、また重大な変更が生じていると認められた場合は、助成金の減額や交付決定を取り消すことがあります。
- (8) 助成金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違していることが判明した場合、また本助成金交付要綱や法令に違反した場合は、交付決定を取り消し、助成金を返還していただくことがあります。

1 1. 申請に関するお問い合わせ

「東京芸術文化鑑賞サポート助成」事務局（平日 10:00～17:00）

電 話 : 03-6869-6609
F A X : 03-6697-8858
E-mail : info@act-kansho.support

※ 申請に関するお問合せは、回答に時間を要する場合がありますので余裕をもってご連絡ください。直前のお問合せには対応できない場合がありますのでご了承ください。

1 2. 交付決定について（採否決定の通知）

（1）採否決定の通知

原則として、2か月に1回程度行われる審査会ごとに、採否に関わらず文書にて通知を行います。また、助成対象となった事業はアーツカウンシル東京ウェブサイトで公表します。

※ 申請件数や審査の進捗状況によって、審査会の開催時期が変更になる可能性がありますので、予めご了承ください。

※ 審査の進捗や採否の理由については、お問合せいただいてもお知らせすることができません。

（2）助成金交付決定額について

当助成プログラムは消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の総額を、150万円を上限に実費で支援するため、予算書から算出される助成対象経費と、実際の会計書類から算出される助成対象経費に誤差が生じる場合があります。助成金交付決定額は、予算書の費目及び単価ごとに算出した税抜額（消費税の小数点以下切り捨て）を合算して決定します。

1 3. 助成金交付決定後の対応について（助成対象団体の皆様に必ずご対応いただくこと）

[実施時の対応]

（1）広報物への掲載

助成対象事業となった場合、チラシ、プログラム等印刷物やウェブサイトで次の一文を掲載してください。

【印刷物用】

本事業の鑑賞サポートは、「東京文化戦略 2030」の取組「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」の一環でアーツカウンシル東京が助成しています。

【ウェブサイト用】

本事業の鑑賞サポートは、誰もが芸術文化に触れることができる社会の実現に向けて、「東京文化戦略 2030」の取組「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」の一環としてアーツカウンシル東京が助成しています。

【印刷物用（英文）】

The accessibility support for this project is subsidized by Arts Council Tokyo as part of the Tokyo Cultural Strategy 2030's "Creative Well-being Tokyo" initiative.

【ウェブサイト用（英文）】

The accessibility support for this project is subsidized by Arts Council Tokyo as part of the Tokyo Cultural Strategy 2030's "Creative Well-being Tokyo" initiative, aiming for the realization of an inclusive society in which everyone has access to arts and culture.

本助成事業は、誰もが芸術文化に触れることができる社会の実現に向けて、「東京文化戦略 2030」の取組「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」の一環として行われています。採択された事業は「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」のウェブサイトで紹介します。

【参考】クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー



芸術文化の力や都立文化施設の資源を活用し、高齢化や共生社会など、東京の社会課題解決への貢献を目指し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等を対象者に「アクセシビリティ向上」と「鑑賞・創作・発表機会の拡大」に取り組むプロジェクト。本プロジェクトでは、都立文化施設の情報アクセシビリティ環境を整備し、障害や年齢等を問わずあらゆる人が文化芸術を鑑賞するとともに、参加・創造するためのプログラムを実施しています。 <https://creativewell.rekibun.or.jp/>

（2）事業に関する情報の公開

本助成事業の対象となった場合、申請者の名称、問合せ先、事業概要及び交付決定額等の情報を、東京都及びアーツカウンシル東京において広報等で公表します。

（3）安全への配慮

助成対象事業を実施するにあたっては、利用者、観覧者等の安全等に配慮してください。事故等が発生した場合は、速やかに状況を報告してください。

（4）メディアへのアプローチ

助成対象事業の実施にあたって、取材誘致等のメディアへの積極的なアプローチをお願いいたします。

（5）ハラスメント防止

助成対象事業の実施にあたっては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に十分にご留意ください。

[実施後の対応]

(1) 事業終了後の報告書提出

助成対象事業となった場合、事業の終了後2か月以内に、所定の様式による実績報告書の提出、事業の記録となる画像の提出及び会計報告に関わる書類（関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等））を提出いただきます。

※ 提出いただいた記録画像につきましては、東京都及びアーツカウンシル東京において無償で広報等に利用させていただきます場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 支払いについて

会計報告・関係書類の精査後、本助成事業として認められる経費について実費をお支払いします。ただし、採択時の交付決定額を上回ることはありません。予定・申請されていた費目以外の費用は認められませんので、鑑賞サポートの内容（対象費目）等について変更がある場合は、適宜変更等承認申請書をご提出ください。また、内容の精査により経費が対象外と判断される場合があります。その場合も実費として認められませんのでご注意ください。

(3) 助成対象事業の経理及び関係書類の保管

助成対象事業実施者は助成金交付に関する一連の通知、関係書類、会計報告に関わる書類（関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等））を、助成金の交付を受けた年度の終了後、7年間保管しなければなりません。アーツカウンシル東京に提出した会計報告書の写し及び全ての会計報告に関わる書類の原本を保管するようにしてください。